

広島県告示第六号

令和二年広島県告示第千百八十七号で命じた次の区域に係る高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するための家きん、家きん卵、家きんの死体、敷料、排せつ物、家きん飼養器具その他高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品等の移動及び移出入禁止措置は、令和三年一月八日に解除した。

令和三年一月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

移動及び移出入を禁止する区域

三原市久井町小林、久井町羽倉、久井町山中野、久井町和草